

介護予防短期入所利用者負担説明書

介護老人保健施設を利用される際のご負担は、介護保険の給付にかかる1～3割の自己負担と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用、理美容代、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービス費用は、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護）毎に異なります。

また、利用者負担額は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅で受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護などの居宅サービスは原則利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成した後でなければ給付を受けることが出来ませんので注意が必要です。

また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、サービス計画に記載が無いと給付が受けられないので、希望される場合にはサービス計画に記載いただくようご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所等（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは担当者までご相談下さい。

【国が定める利用者負担限度額（第1～3段階）】に該当する

利用者等の負担額

○利用者負担は、所得などの状況から第1～4段階に分けられ、国が定める第1から第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○居住費や食費の具体的な利用者負担は、利用者と施設との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（＝補足給付）となります。・・・特定入所者介護サービス費

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人の所在地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。

また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○基準費用額（平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額）

【利用者負担第4段階】（単位：円／日）

	居 住 費	食 費
多床室	437円	1,595円

○負担限度額（1日当りの利用料）

【利用者負担第1段階】（単位：円／日）

	居 住 費	食 費
多床室	0円	300円

【利用者負担第2段階】（単位：円／日）

	居 住 費	食 費
多床室	430円	600円

【利用者負担第3段階①】（単位：円／日）

	居 住 費	食 費
多床室	430円	1,000円

【利用者負担第3段階②】（単位：円／日）

	居 住 費	食 費
多床室	430円	1,300円

【利用者の自己負担の軽減措置】・・・高額介護サービス費

○要介護者や要支援者が支払った自己負担額（保険給付分）が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費として払い戻しされます。

（高額介護サービス費の支給）

所得段階

区分上限額	区分上限額
第6段階	（世帯）140,100円/月
第5段階	（世帯）93,000円/月
第4段階	（世帯）44,400円/月
第3段階	（世帯）24,600円/月
第2段階	（個人）15,000円/月 （世帯）24,600円/月
第1段階	（世帯）15,000円/月

*同一世帯に複数の要介護者がいるときは、世帯全体の負担上限額を超えた分も対象となります。

【高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減】

（利用者負担第4段階の方）

○高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が、一定額以下となる場合などには、居住費・食費が引き下げられます。但し、要件を全て満たす方が対象となります

【利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方の負担軽減】

○本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし負担軽減されます。

1. 保険給付の自己負担額

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。)

利用者負担第4段階

1日あたりの利用料

介護度		1割負担	2割負担	3割負担	居住費	食費
要支援1	一般棟	613円	1,226円	1,839円	437円	1,595円
要支援2	一般棟	774円	1,548円	2,322円	437円	1,595円

利用者負担第3段階①

1日あたりの利用料

介護度		1割負担	居住費	食費
要支援1	一般棟	613円	430円	1,000円
要支援2	一般棟	774円	430円	1,000円

利用者負担第3段階②

1日あたりの利用料

介護度		1割負担	居住費	食費
要支援1	一般棟	613円	430円	1,300円
要支援2	一般棟	774円	430円	1,300円

利用者負担第2段階

1日あたりの利用料

介護度		1割負担	居住費	食費
要支援1	一般棟	613円	430円	600円
要支援2	一般棟	774円	430円	600円

利用者負担第1段階

1日あたりの利用料

介護度		1割負担	居住費	食費
要支援1	一般棟	613円	0円	300円
要支援2	一般棟	774円	0円	300円

*その他加算料金について

- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）18 単位
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51 単位
- 夜勤職員配置加算 24 単位
- 個別リハビリテーション実施加算 240 単位
- 送迎加算 片道 184 単位
- 療養食加算 8 単位
- 口腔連携強化加算 50 単位
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10 単位
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） サービス金額合計×0.075

（上記以外にも加算項目がございます。詳しくは事務課までお訊ね下さい。）

2. 利用料

① 食費（1日当り） 1, 595円（朝食531円、昼、夕食532円）

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当り） 多床室 437円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「滞在費」において国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、2ページをご覧ください。

③ 日常生活品費／1日 396円

バスタオル、フェイスタオル、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 理美容代 実費

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑤ 予防接種代（インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン等） 実費

市町村、所得区分等によりそれぞれ自己負担額が定められており、接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑥ 私物の洗濯代／1日 350円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

3. 支払い方法

○毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

○お支払い方法は、現金（窓口持参・現金書留）・銀行口座振替・銀行振込があります。入所契約時にお選び下さい。